

農業参入の手引き (企業向け)



Gunma-chan

令和3年4月 改訂
群馬県農政部

目次

第1章 農業の現状

1. 群馬県の農業の現状

(1) 生産の現状 1

(2) 担い手の現状 1

(3) 耕地の現状 2

2. 企業の農業への参入現状 2

第2章 農業参入について

1. 農業参入の流れ 3

2. 具体的な内容

(1) 参入構想検討 4

(2) 参入相談 5

(3) 参入準備 5

(4) 参入手続き 6

(5) 営農開始 6

第3章 参考資料

1. 参入の形態について 7

2. 農地所有適格法人について 8

3. 支援策について 8

4. 関連データ 10

第4章 様式等

1. 相談票 13

2. 営農(事業)計画 15

3. 確約書 17

4. 協定書 18

第5章 群馬県内の参入事例 19

参入相談窓口・関係機関一覧 22

関係ホームページ 22

技術指導・研修相談機関一覧 23

1. 群馬県の農業の現状

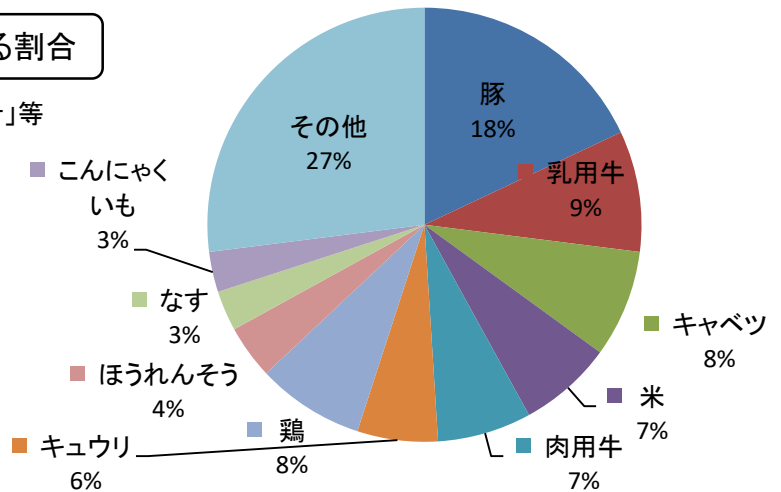
(1) 生産の現状

農業産出額は昭和58年の3,281億円をピークに減少し、令和元年は2,361億円で前年に比べ93億円の減少となりました。2年連続の減少で、都道府県別順位では全国14位となっています。

標高差のある耕地と大消費地に近い立地条件のもと、平坦地のきゅうり、トマト、なす、ほうれんそう、ねぎ、いちご等の野菜や、高冷地のキャベツ、レタス等の高原野菜など、県内全域に産地が形成され、年間を通じて多彩な野菜が生産され、首都圏をはじめ、重要な農産物の供給基地となっています。

R元年農業産出額に占める割合

資料：農林水産省「農林水産統計」等

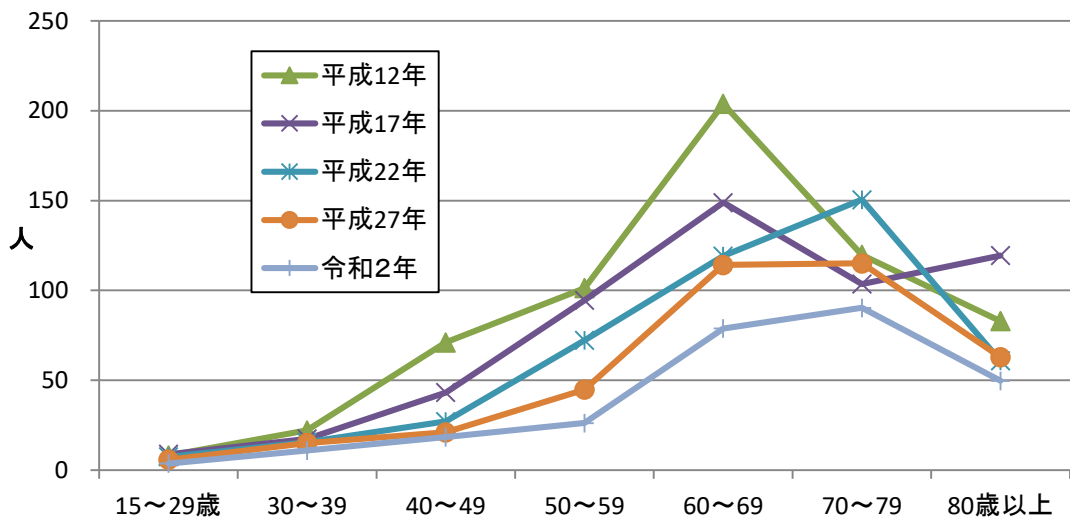


(2) 担い手の現状

本県農業を支える基幹的な農業従事者は、年々高齢化しており、減少傾向にあります。

基幹的農業従事者の推移

基幹的農業従事者・・・自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者

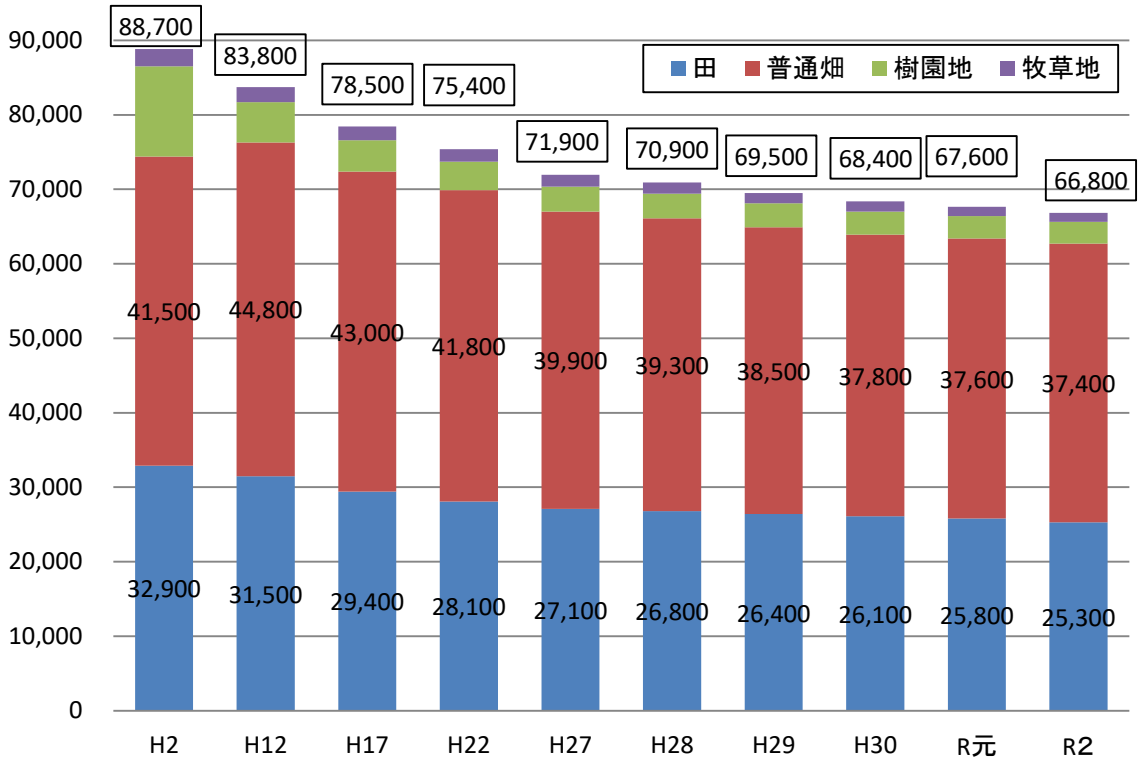


資料：農林水産省「農林業センサス」

(3) 耕地の現状

近年、耕地面積は、年間約800haのペースで減少しています。
減少の主な理由は宅地等への転用や耕作放棄によるものです。

耕地種類別面積の推移

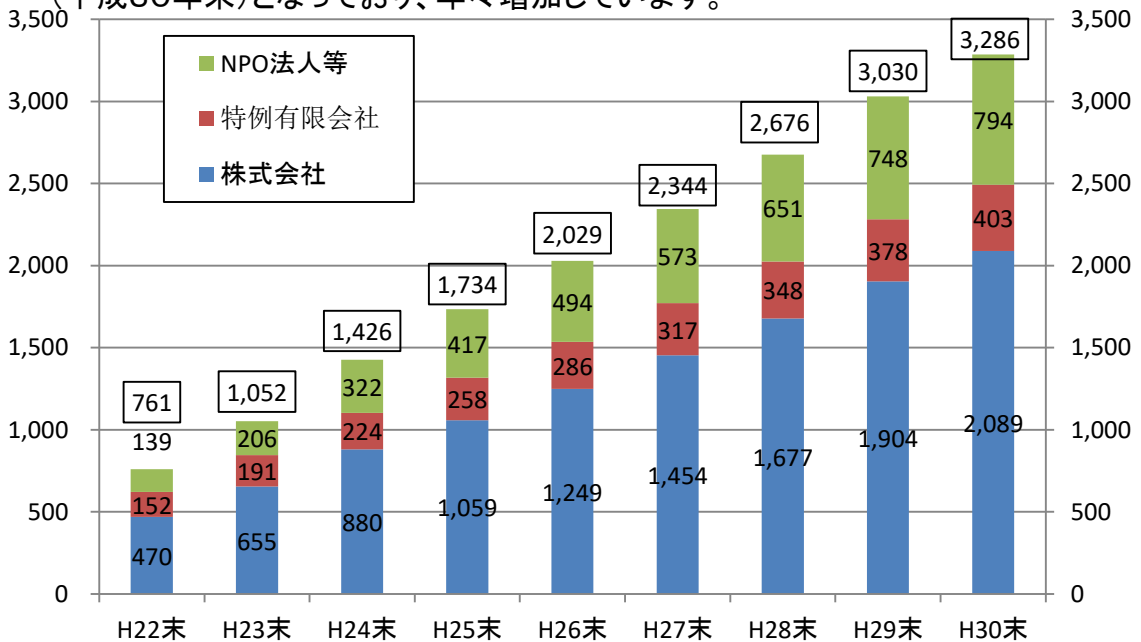


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

2. 企業の農業への参入の現状

全国における参入法人数(一般法人)の推移

農地法改正後に新たに農業へ参入した一般法人は、全国で3,286法人(平成30年末)となっており、年々増加しています。

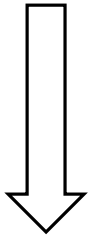


資料：農林水産省経営局調べ

第2章 農業参入について

1. 農業参入の流れ

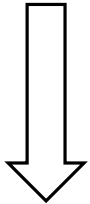
(1) 参入構想検討



- ①参入目的の明確化
- ②参入形態の検討
- ③作付作物、販売先等の検討
- ④参入地域の検討



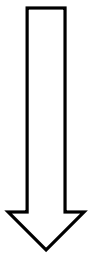
(2) 参入相談



- ①県等の窓口への相談
- ②参入検討地域との事前調整



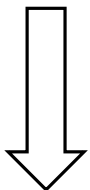
(3) 参入準備



- ①営農(事業)計画の策定
- ②現地との調整
- ③技術習得



(4) 参入手続き



- ①農地の借り入れ
- ②施設等の整備

(5) 営農開始



2. 具体的な内容

(1) 参入構想検討

① 参入目的の明確化

新たな農業分野へ参入するにあたっては、まず参入の目的を明らかにすることが重要です。新たな事業の展開、雇用の確保、原材料の調達等、しっかりとした目的を持つことにより、営農計画が策定しやすくなります。

【参入目的の例】

- ・ 本業と並ぶ経営の柱の事業として取り組むため
- ・ 食品関連会社において、加工、販売のための原材料を調達するため
- ・ 建設業において、公共事業の減少に対応し、社員の雇用を確保するため

② 参入形態の検討

参入の形態には、「一般法人」のまま参入する方法と、一般法人のうち一定要件を満たした「農地所有適格法人」として参入する2つの方法があります。

それぞれの特徴を検討し、目的にあった形態を選択しましょう。

- 一般法人……………農地利用については、貸借のみ(別途要件の付与あり)。
現法人のまま、一体的な経営が可能。
- 農地所有適格法人……農地利用については、所有及び貸借。
別法人を農地所有適格法人とする場合には、別個の、独立した経営を行う必要があります。

→ 農地の借入れ方法については、P. 6、農地所有適格法人の要件についてはP. 8を参照

③ 作物作付、販売先等の検討

- ・ 栽培する作物の種類
- ・ 栽培面積規模
- ・ 栽培した農産物等の販売先、販売方法等を検討する。

経営を早期に軌道に乗せるためには、販路等が確立されていることが大切です。



④ 参入地域の検討

- ・ 栽培を予定している作物の地域の気象条件、土壌条件等に対する適応性
- ・ 農業生産にあたって周辺環境との調和がとれているか
- ・ 参入地域の支援体制、地域の農家との協力、連携は十分か

作物にとって適地適作が基本となります。参入予定地域で産地となっている作物は比較的取り組みやすいと考えてよいでしょう。
農業に取り組む際には、地域との調和は不可欠です。
地域と良好な関係をつくることその後の展開に大きな影響を及ぼします。

(2) 参入相談

～第2章 農業参入について～

① 県等の窓口への相談

参入にあたっての不明な点等の相談については、県農業構造政策課又は各農業事務所の窓口へ相談してください。(P. 22参照)

・相談の際には、『企業等の農業参入に関する相談票』への記入をお願いします。
(相談票に記載された内容をもとに、具体的な相談内容の聞き取り、説明等を行います。)
→ 様式はP. 13に掲載してあります。(県ホームページへも掲載しています。)

・相談票の内容については、相談者の同意のもとに、県以外の関係機関(市町村、JA、農業委員会、県農業会議、県農業公社(農地中間管理機構)等)への情報提供を行います。
また、相談内容に合わせて、関係市町村、他関係機関等を紹介します。

相談内容が多岐にわたる場合、関係する機関が多くなることもあります。可能な限りワンストップでの対応に努力しますが、複数回の相談が必要となる場合がありますのでご了承下さい。



② 参入検討地域との事前調整

参入を検討している地域の市町村や農業委員会に対して、参入の予定等を事前に説明し、概要を理解してもらうことが必要です。
この際に、受け入れ予定地域側の意向等も把握しておきます。

(3) 参入準備

① 営農(事業)計画の策定

県、市町村等との相談や、現地の状況確認等を踏まえ、具体的な営農計画を立てます。

農業に参入する場合、経営が安定し収支が黒字となるまでには、一般的には最低でも3年以上かかるといわれます。そのため、将来を見据え中長期での農業経営計画を可能な限り、詳細に立てることが必要です。記載内容については次の項目を参考にしてください。

→ 参考様式はP. 15に掲載してあります。(県ホームページへも掲載しています。)

記載項目

栽培作物、栽培方法、栽培面積規模、生産量、販売方法、販売先、販売単価、諸経費、労働力、機械・施設、参入目的、参入する地域、参入時期、参入の形態、農地の借入方法、技術習得、資金調達方法、地域との調和 等



② 現地との調整

参入にあたっては、地域との調和が重要となります。

地域住民や地権者等に対して、事業計画内容等を説明し、理解を得ることが必要になります。

③ 技術習得

作物の生理・生態を理解したり、作型や生育環境を踏まえることが大切です。

安定した収量、品質の農産物を生産するためには、栽培技術を習得することが基本となります。
技術者の育成や確保には、既に参入している法人での研修や、県農林大学校での研修の活用、普及指導員からの指導を受けたり、あるいは地域の農業者、農業経験者、新規就農希望者を雇用することも検討してください。 → 技術支援についてはP. 9を参照してください。

① 農地の借り入れ

農地の借入れ方法は以下の3つの方法があります。

	内容
農地法3条による方法	<ul style="list-style-type: none">耕作目的で農地を賃借する場合に、一定の要件を満たし、市町村にある農業委員会の許可を受けるものです。契約期限が来ても、両者による解約の合意がない限り、賃貸借が継続します。農地を借り入れた後の経営面積が原則50a以上である必要があります。(市町村により面積は異なります。)
農業経営基盤強化促進法による方法	<ul style="list-style-type: none">市町村が作成する農用地利用集積計画を公告することにより、賃借権を設定するものです。計画に定めた期間で貸借は終了します。引き続き賃貸借を希望する場合は、市町村が再度、計画を作成・公告することにより利用権が再設定できます。
農地中間管理事業による方法	<ul style="list-style-type: none">農地中間管理機構(以下、「機構」という。)から農地を借りるものです。機構が行う借受希望者(受け手)の募集に応募した方に対し、機構が審査・選定のうえ、貸付けます。貸付期間は原則10年間です。

※一般の法人として農地を借り入れる場合は、次の3つ要件が付されます。

- (ア) 貸借契約等に解除条件が付されること。
- (イ) 適切な役割分担、継続的安定的な営農に関する要件を満たすこと。
- (ウ) 業務執行役員又は重要な使用人の常時従事に関する要件を満たすこと。

→ 要件の詳細については、P. 7を参照してください。

② 施設等の整備

営農の開始にあたって必要となる施設、機械等の整備については、資金計画とともに検討し、経営規模等を考慮し、無理のないよう進めます。

→ 資金面の支援については、P. 9を参照してください。

(5) 営農開始

参入する地域の一員としての自覚を持ち、法令等を遵守し、地域との調和を維持しつつ、営農に取り組みます。

地域の活動等へは積極的に参加するようにしてください。

営農開始後に発生する課題等についても、県等の窓口へ問い合わせください。



1. 参入の形態について

農作物生産	農地の利用	農地利用の形態	参入形態
生産する	利用する	所有	➡ 農地所有適格法人のみ
		賃借	農地所有適格法人 または 一般法人
生産しない	利用しない	(野菜工場、畜産)	
		(作業受託)	

農地所有適格法人以外の一般法人が参入する場合は、3つの要件が付されます。

① 賃貸借契約等に解除条件が付されていること

農地を適正に使用していない場合に賃借を解除する旨の条件が契約に付されていることが必要。

このほか、撤退時の混乱の防止のため、契約書に原状回復義務、費用負担等の取り決めが明記されること。

② 地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと

地域農業の維持発展に関する話合いや、農道、水路等の共同利用施設の取り決め等を遵守し、継続的、安定的な営農が見込まれること。

③ 業務を執行する役員又は重要な使用人(農場長等)が1人以上農業に常時従事すること

実質的に業務執行についての権限を有し、地域の調整役として責任を持って対応できる者が、業務を執行する役員又は農場長等のうち1人以上いることが必要であり、その者が耕作等の事業に常時従事すること。

(農業とは、農作業だけではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含まれます。)

2. 農地所有適格法人について

～第3章 参考資料～

(1) 法人形態要件

次のいずれか

- ① 株式会社（非公開会社に限る）
- ② 農事組合法人
- ③ 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）

(2) 事業要件

主たる事業が農業（農産物の加工販売等の関連事業を含む）
[農業の売上高が全体の売上げの50%を超えること]

(3) 構成員要件

構成員が次のいずれか

- ① 農業関係者（議決権は総議決権の1/2超であること）
 - ・ 農業の常時従事者（原則150日以上従事）
 - ・ 農地の権利提供者
 - ・ 農地中間管理機構
 - ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸付けている個人
 - ・ 地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会
 - ・ 農作業の委託者
- ② 農業関係者以外の者（議決権は総議決権の1/2未満であること）

(4) 役員要件

- ① 役員の過半が、農業（販売・加工等含む）の常時従事者（原則年間150日以上）
- ② 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）

※ 農地所有適格法人は、農地法第6条の規定に基づき、毎年、事業の状況等を農業委員会へ報告しなければなりません。

3. 支援策について

(1) 認定農業者制度の活用

認定農業者制度とは、基盤強化法に基づき経営規模の拡大や集約化、複合化等により魅力ある経営を目指す意欲ある農業者の方々の農業経営改善計画を市町村が認定し、計画の実現を関係機関が支援する制度です。

認定農業者になると、税制上の特例を受けられたり、低利の融資を受けられるなどのメリットがあります。

(2) 技術支援について

① 県関係機関での支援

県の各農業事務所普及指導課、地区農業指導センターにおいて、生産技術等に関して普及指導員から指導を受けることも可能です。

また、県立農林大学校においては、就農希望者を対象とした「ぐんま農業実践学校（就農準備校）」で技術習得が可能です。（ただし、募集時期、要件等で希望に添えない場合があります）

※普及指導課等での支援

- ・栽培技術の指導
- ・農業経営の支援

※農林大学校で実施される主な研修

- ・ぐんま農業実践学校（就農準備校）
- ・大型トラクター基礎・けん引研修
- ・農作業安全研修

機械研修については、受講申請の提出先が各農業事務所となっています。受講の資格や研修の内容に関しては各農業事務所へ相談してください。

② 地域等での支援

県関係機関のほか、既に参入している法人での研修や、地域の農業者からの技術を習得すること、JAの営農指導員等からの技術指導を活用してください。

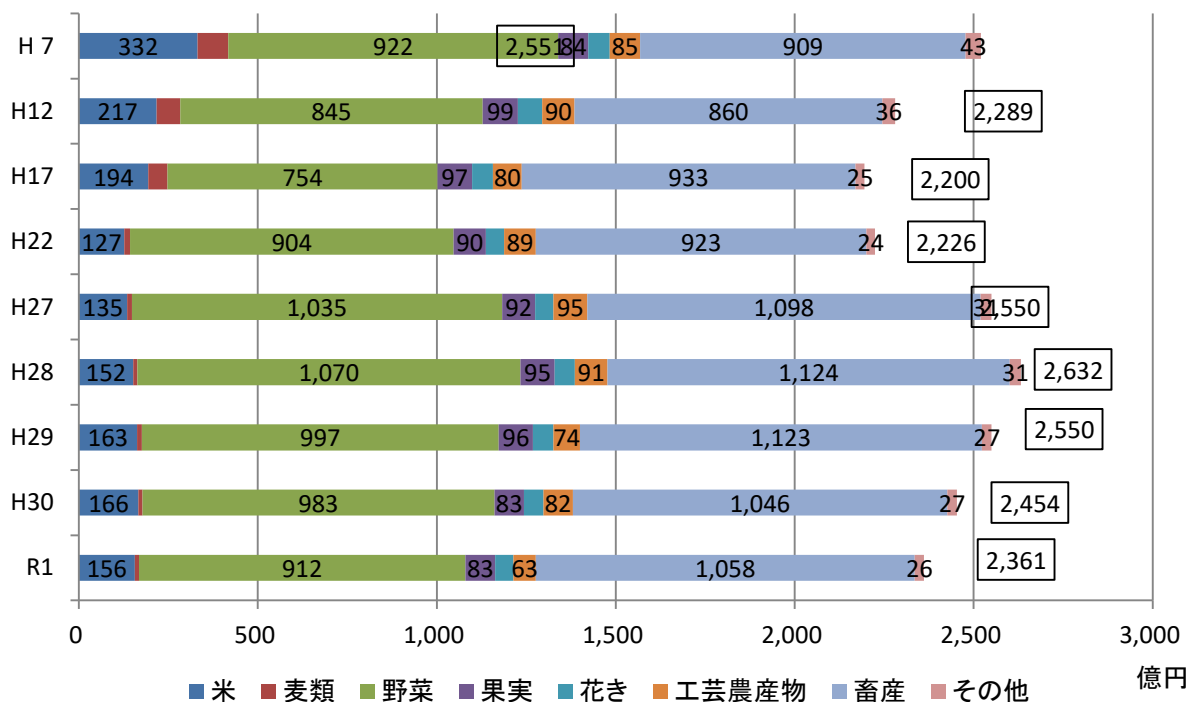
(3) 制度資金による支援について

	農業近代化資金	農業改良資金	経営体育成強化資金
内 容	経営改善のための長期・低利な制度資金で、施設の取得・改良、機械の取得、長期運転資金等に使えます。	農業経営の改善のため、新作物や新技術の導入などにチャレンジするための資金です。	認定農業者以外の担い手が利用できる長期の資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など農業経営改善のための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金があります。
対 象 者	認定農業者 認定新規就農者 農業法人等一定要件を満たす農業者等	エコファーマー 認定中小企業者 6次産業化促進事業者	認定新規就農者 一定要件を満たす農業者等
借入限度額	個人 1,800万円 法人等 2億円	個人 5,000万円 法人等 1.5億円	個人 1.5億円 法人等 5億円
融 資 率	認定農業者 100% その他担い手 80%	100%	80%
償還期間	15年以内	12年以内	25年以内
相談窓口	農協、銀行等	(株)日本政策金融公庫、 農協等	(株)日本政策金融公庫、 農協等

4. 関連データ

～第3章 参考資料～

群馬県の農業産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

群馬県の主な農産物の収穫量の全国順位(令和元年)

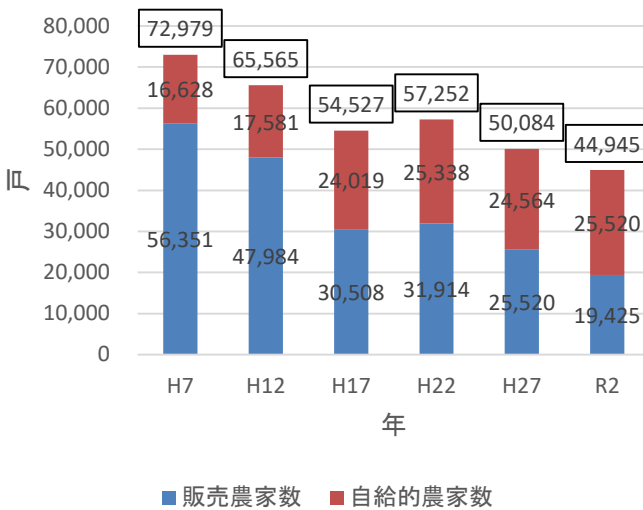
品目	1位	2位	3位	4位	5位
こんにゃくいも	群馬	栃木	—	—	—
キャベツ	群馬	愛知	千葉	茨城	鹿児島
えだまめ	群馬	千葉	山形	埼玉	北海道
きゅうり	宮崎	群馬	埼玉	福島	千葉
ほうれんそう	埼玉	群馬	千葉	茨城	宮崎
ふき	愛知	群馬	大阪	北海道	徳島
うめ	和歌山	群馬	三重	宮城	神奈川
なす	高知	熊本	群馬	福岡	茨城
レタス	長野	茨城	群馬	長崎	兵庫
はくさい	長野	茨城	群馬	北海道	埼玉
しゅんぎく	大阪	千葉	群馬	茨城	福岡
スイートコーン	北海道	千葉	茨城	群馬	長野
ねぎ	千葉	埼玉	茨城	群馬	北海道
豚	鹿児島	宮崎	北海道	群馬	千葉
生乳	北海道	栃木	熊本	群馬	岩手
やまのいも	北海道	青森	長野	千葉	群馬
こまつな	茨城	埼玉	福岡	東京	群馬
ちんげんさい	茨城	静岡	愛知	埼玉	群馬

資料：農林水産省「作物統計」

群馬県の総農家は44,945戸、うち販売農家は19,425戸、自給的農家は25,520戸です（令和2年時点）。販売農家は5年前に比べ40%減少し、自給的農家の占める割合が増加しています。

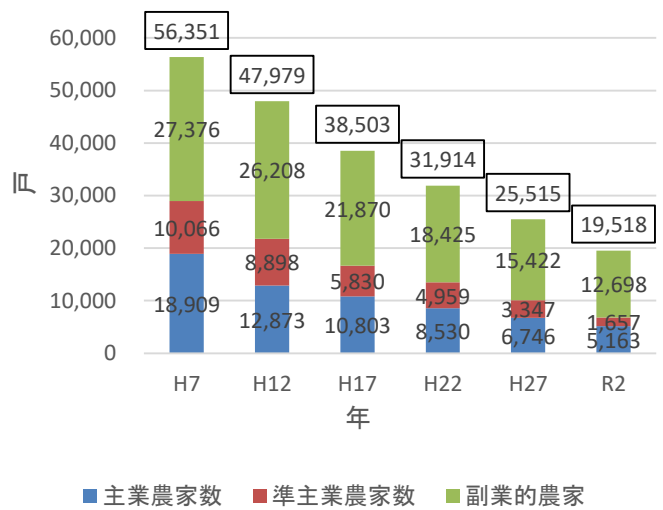
群馬県の農家数の推移

総農家数



群馬県の主副業別農家推移(販売農家)

主副業別農家数



資料：農林水産省「農林業センサス」

販売農家・・・経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

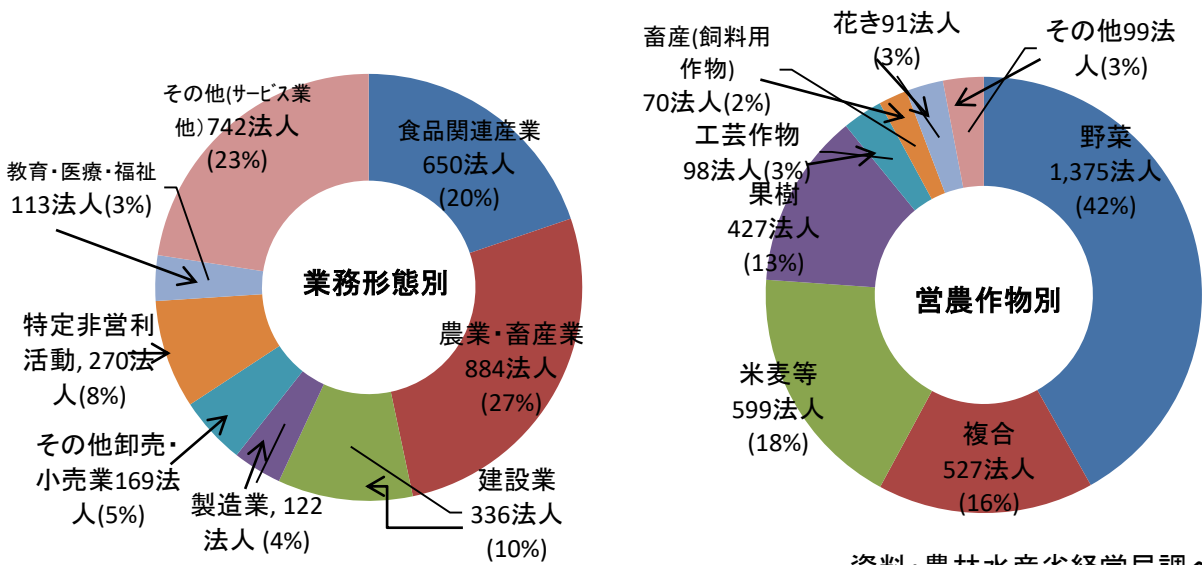
自給的農家・・・経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

主業農家・・・農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

準主業農家・・・農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

副業的農家・・・1年間に60日以上自営農家に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）

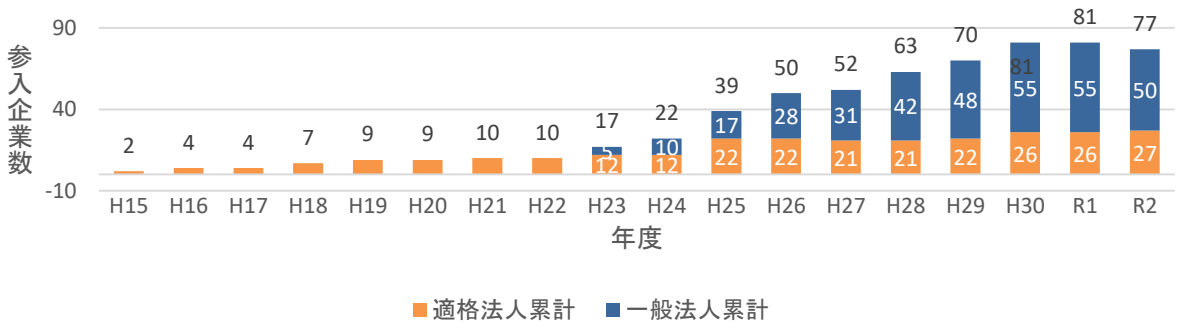
全国で、参入した3,286法人(平成30年12月末現在)の中で、業務別では、農業・畜産業が多くなっています。また、栽培されている作物は野菜が約4割となっています。



資料：農林水産省経営局調べ

群馬県における企業の農業参入状況

群馬県における農業参入企業数の推移
(平成15年度からの累計)



◇形態別

参入形態	参入企業数
農地所有適格法人	27
農地所有適格法人以外	50

◇本業の業種別

業種	参入企業数
食品産業	23
建設業	12
製造業	10
その他	32

◇栽培品目別

栽培品目	参入企業数
野菜	46
複合 ※	10
花き	3
果樹	7
米麦作	5
その他(桑、山菜など)	6

※ 複合は、野菜+米麦、
野菜+花苗、野菜+薬草など

◇地域別

地域	参入企業数
中部	20
西部	25
吾妻	5
利根沼田	10
東部	17

◇目的別

目的	参入企業数
新分野開拓	48
原料調達	22
雇用対策	2
耕作放棄地対策	1
その他	4

◇企業所在地別

企業所在地	参入企業数
県内企業	66
県外企業	11

営農(事業)計画(参考様式)

企業名	
代表者職氏名	
住所	
電話番号	
事業担当者職氏名	

1. 営農(農業参入)の目的(詳細に)

2. 営農の計画

① 参入(耕作)予定地

② 参入の形態

③ 農地の借入方法

④ 栽培作物

⑤ 栽培方法

⑥ 年次別作付、生産計画(作物ごとに)

作物名	項目	年	年	年	年	年
	栽培面積(a)					
	10aあたり収量(kg)					
	生産量(kg)					
	栽培面積(a)					
	10aあたり収量(kg)					
	生産量(kg)					
	栽培面積(a)					
	10aあたり収量(kg)					
	生産量(kg)					
	栽培面積(a)					
	10aあたり収量(kg)					
	生産量(kg)					

⑦ 販売先

⑧ 販売方法

⑨ 販売単価

--

収支計画

(単位:千円)

項目	年	年	年	年	年
販売収入					
その他					
収入計					
種苗費					
肥料費					
農薬費					
資材費					
動力光熱費					
労務費					
農地賃借料					
減価償却費(施設・機械等)					
その他諸経費					
支出計					
事業利益					

⑩ 参入(営農開始)時期

--

⑪ 農業労働力

	氏名	役職	年間従事日数
農業従事者			
雇用従事者			

⑫ 機械・施設の整備予定

	名称	規格・仕様等	数量
機械			
施設			

⑬ 技術習得方法

--

⑭ 資金調達方法

--

⑮ 地域との調和へ向けた取組

--

⑯ 地域に対する説明

--

⑰ 今後のスケジュール

--

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〈作成例〉

確約書(例)

A市〇〇〇〇市長 様

名 称
代表者名
所在地

株式会社△△は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条により農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、下記のことを確約します。

記

- 1 権利の設定を受けた農地等(以下「借受農地等」という。)の存在する地域の農業の維持・発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めに遵守するとともに、これらの施設の維持管理に係る活動に対する共同作業への参加を求められた場合は、特段の事情が無い限りその活動に参加します。
- 3 借受農地等の存在する地域で行う鳥獣害対策に特段の事情が無い限り参加、協力します。
- 4 前1～3の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員又は重要な使用人のうち、少なくとも1名をその任に当たさせます。
- 5 その他

〇〇〇〇〇〇.....

※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農業経営基盤強化促進法第19条により公告された農用地利用集積計画の記載事項に従います。

企業等の農業参入に関する協定書 <作成例>

〇〇〔市町村〕(以下「甲」という。)と〇〇〔参入企業等〕(以下「乙」という。)とは、乙が群馬県〇〇〔市町村〕で、営農を行うことに関し、その適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

(計画の概要)

第1条 乙は次の表に掲げる営農を令和〇〇年〇〇月から開始するものとし、甲はその実現に向け支援及び協力を行うものとする。

営農の内容 営農を行う農地等の所在及び面積

〔記載例〕	畑作、飼料作、麦作、稲作	大字〇〇地内、〇〇ha
	果樹	大字〇〇地内、〇〇ha
	採草、放牧	大字〇〇地内、〇〇ha

(地域の農業における役割分担)

第2条 乙は、営農を行う農地等の所在する地域(以下「営農地域」という。)の農業の維持発展に関する話し合いへの参加を、営農地域の営農組織、集落等から求められた場合は、その話し合いに参加するよう努めるものとする。

2 乙は、営農を行う農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守するものとする。

3 乙は、前2項に規定する役割を担うため、営農に常時従事する乙の役員又は重要な使用人のうち少なくとも1人をその任に当たらせるものとする。

(環境保全への協力)

第3条 乙は、営農地域の住民が健康で良好な生活を維持できる環境を保全するよう努めるものとする。

2 乙は、営農を行う農地等及びその周辺を清潔に保ち、美化等環境整備に努めるものとする。

3 甲は、乙に対して必要な情報を提供し、乙と地域住民が良好な関係を維持できるよう努めるものとする。

(地域振興への協力)

第4条 乙は、地域振興の観点に立って、営農を行う農地等の整備並びに営農の実施に伴い必要となる物資、資材及び役務の調達にあたっては、営農を健全に行ううえで適切とされる範囲において、できる限り地元から優先して調達するよう努めるものとする。

2 乙は、甲が行う地域振興を目的とした活動について甲から協力を要請された場合は、可能な限り支援及び協力をを行うものとする。

(雇用の確保における地元優先)

第5条 甲は、乙の労働力の確保及び充足に積極的に協力し、そのために必要な情報の提供等を行うものとし、乙は、雇用の確保にあたって地域住民の雇用に優先するよう配慮するものとする。

(地域社会との調和)

第6条 乙は、甲の助言及び協力を得ながら、営農地域の農業者、農協等を含め地域社会との調和及び協調に努めるものとする。

(事前通知)

第7条 乙は、経済情勢その他不測の事態又は事故の発生により、事業の縮小又は撤退等の措置を講じる必要が生じた場合は、事前に甲に通知し、その対応策について甲の意見を聴き、最善の措置を講じるよう努めるものとする。

(信義誠実)

第8条 甲及び乙は、この協定の主旨を理解し、信義誠実の原則に従って、この協定に定める事項を履行するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 この協定の有効期間が終了する日の1カ月前までに、甲、乙いずれからでも、何らの申し出がないときは、この協定はさらに〇年間継続されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た相手側の情報及びこの協定の内容について、相手側の同意なく第三者に漏えいしてはならない。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 群馬県〇〇市町村
代表者 〇〇長 〇〇〇〇

乙 (所 称)〇〇 在)〇〇〇
(名 〇
(代表者名)〇〇〇

(有)ワタミファーム倉渕農場 (高崎市) 【外食・宅配弁当 (ワタミ(株))】

- ◆ 参入市町村：高崎市
- ◆ 参入目的：原料調達
- ◆ 参入時期：平成15年
- ◆ 経営規模：畑 約16ha
- ◆ 作付作物：レタス、キャベツ、ハクサイ、ダイコン、ホウレンソウ等
- ◆ 販売先：自社関連会社(ワタミ手づくりマーチャングライディング(株)ほか)
- ◆ 効果・地域との関係等：葉物野菜のワタミグループへの安定供給
耕作放棄地拡大防止、雇用創出による地域貢献
地道な活動、地元行事・共同作業への参加等による、良好な関係づくり
- ◆ 参入に当たって苦労した点：担当者の農業経験・栽培ノウハウが不足していたため、安定生産まで時間を要した
- ◆ 企業の参入における留意点：優良農地の見極めと初期投資の抑制
栽培技術と経営感覚を持った人材確保

(有)大成アグリ (太田市) 【建設業 (関東建設工業(株))】

- ◆ 参入市町村：太田市
- ◆ 参入目的：事業拡大・新分野進出
- ◆ 参入時期：平成16年
- ◆ 経営規模：水田 8ha、畑4ha
- ◆ 作付作物：水稻、ウコン、野菜(ナス、ピーマン、カボチャ、トマト)等
- ◆ 販売先：JA太田市
- ◆ 効果・地域との関係等：従業員労力の有効活用
地元農家の雇用による雇用拡大
耕作放棄地の発生防止による地域貢献
- ◆ 参入に当たって苦労した点：資金調達・農業技術の不足、指導者の確保
- ◆ 企業の参入における留意点：事前にしっかりした計画を立てる
(作目、規模、販売先、農業技術、組織運営、市場調査など)

(有)ファームランド新田 (太田市) 【食品製造業 ((株)深町食品)】

- ◆ 参入市町村：太田市
- ◆ 参入目的：原料調達・事業拡大・新分野進出
- ◆ 参入時期：平成16年
- ◆ 経営規模：畑 13ha、パイプハウス 3,000㎡
- ◆ 作付作物：ハクサイ、青首ダイコン、ナス、カボチャ、赤ジソ、ネギ
- ◆ 販売先：深町食品、漬物加工業者、市場
- ◆ 効果・地域との関係等：徐々に地域の信頼度が増し、農地集積が進んだ
耕作放棄地の解消による地域貢献
- ◆ 参入に当たって苦労した点：初期投資の資金調達
栽培経験がなかったために技術面で苦労した
- ◆ 企業の参入における留意点：参入前の技術習得すること
営農計画をしっかり立てること
農地の所有者や地域との信頼関係を築くこと
農繁期、農閑期の年間労働の平準化

(株)TGF

(佐波郡玉村町)【食品製造業 (タムムラデリカ(株))】

- ◆ 参入市町村： 佐波郡玉村町
- ◆ 参入目的： 原料調達、事業拡大・新分野進出
- ◆ 参入時期： 平成18年
- ◆ 経営規模： 露地(畑) 0.65ha、 施設(水耕ハウス)4,000㎡
- ◆ 作付作物： 小ネギ(水耕)、サラダハウレンソウ(水耕)、長ネギ等
- ◆ 販売先： 生産した野菜は、主に関連企業に直接販売
- ◆ 効果・地域との関係等： 出荷形態の簡素化によるコストダウン
雇用創出や耕作放棄地活用による地元貢献
給食センターへの食材供給
- ◆ 参入に当たって苦労した点： 施設導入のイニシャルコストが高かった
農地確保、農業者として地元の理解を得ること
農産物の生産管理(栽培技術、販売・出荷計画)
- ◆ 企業の参入における留意点： 理解ある取引先の確保

(株)貫光農園はるな山

(中之条町)【建設業 ((有)フルブラスト、拓友工業(株))ほか】

- ◆ 参入市町村： 東吾妻町、中之条町、渋川市、吉岡町等
- ◆ 参入目的： 新分野進出
- ◆ 参入時期： 平成19年
- ◆ 経営規模： 水田 4ha、畑 3ha、パイプハウス 1,500㎡
- ◆ 作付作物： 長ネギ
- ◆ 販売先： 市場(前橋、高崎)、飲食店への直接販売
- ◆ 効果・地域との関係等： 従業員労力の有効活用
技術向上に伴って作付けが拡大
耕作放棄地の解消による地域貢献
- ◆ 参入に当たって苦労した点： 資金調達(初期投資が大きい)
栽培技術の不足
初期の栽培の失敗が資金繰りに影響
- ◆ 企業の参入における留意点： 参入前に営農計画をしっかりと立てること
(規模・販路・技術・資金繰り等)

(株)山富士産業

(高崎市)【建設業】

- ◆ 参入市町村： 高崎市
- ◆ 参入目的： 新分野進出、耕作放棄地解消
- ◆ 参入時期： 平成22年
- ◆ 経営規模： 約6ha
- ◆ 作付作物： ホウレンソウ、ナス等
- ◆ 販売先： 大手小売店(契約栽培)
- ◆ 効果・地域との関係等： 耕作放棄地の解消・地域雇用の創出による地域貢献
市内の牧場と提携した畜ふん堆肥の利用
徐々に地域の信頼度が増し、農地集積が進んだ
- ◆ 参入に当たって苦労した点： 農地確保
- ◆ 企業の参入における留意点： 本格的な営農開始前に販路を確保すること、
アピールできる独自性を作ること(エコファーマー認証、
GLOBAL G.A.P.等)

参入相談窓口・関係機関一覧

		機関名	担当地域	住所・電話番号等
相談窓口	県庁	群馬県農政部 農業構造政策課 構造改善係	全県、県外	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-897-2772 FAX 027-225-0096
	県地域機関	中部農業事務所 農業振興課農政係	前橋市、伊勢崎市、 佐波郡、渋川市、 北群馬郡	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 TEL 027-233-2011 FAX 027-235-4195
		西部農業事務所 農業振興課農政係	高崎市、藤岡市、 富岡市、安中市、 多野郡、甘楽郡	〒370-0805 高崎市台町4-3 TEL 027-322-0539 FAX 027-324-6751
		吾妻農業事務所 農業振興課農政係	吾妻郡	〒377-0424 中之条町大字中之条町664 TEL 0279-75-2311 FAX 0279-75-6872
		利根沼田農業事務所 農業振興課農政係	沼田市、利根郡	〒378-0031 沼田市薄根町4412 TEL 0278-23-0188 FAX 0278-23-4597
		東部農業事務所 農業振興課農政係	桐生市、太田市、 館林市、みどり市、 邑楽郡	〒373-0033 太田市西本町60-27 TEL 0276-31-3824 FAX 0276-31-8388
関係機関	一般社団法人 群馬県農業会議	全県、県外	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 TEL 027-280-6171	
	公益財団法人 群馬県農業公社 (農地中間管理機構)	全県、県外	〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2 TEL 027-251-1220	
	各市町村 各農業委員会 各JA	各管轄地域		

関係ホームページ

- 県 企業等農業参入支援 <http://www.pref.gunma.jp/06/f0100244.html>
農業金融 http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001782.html
- 農林水産省 農地制度関係 <http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/index.html>
- 全国農業会議所 企業農業参入 <http://www.nca.or.jp/hojinsien/index.html>
- 公益財団法人群馬県農業公社 (農地中間管理機構) <http://www.gnk.or.jp/>
農地中間管理事業による、借受可能な農地情報が掲載されています。
- 全国農地ナビ(農地情報公開システム) <http://www.alis-ac.jp/>
市町村及び農業委員会が整備している農地情報が公表されています。
- ぐんまアグリネット <http://aic.pref.gunma.jp/>
本県の農産物の紹介のほか、生産者向けの農政情報や経営支援情報、本県の農業経営指標(主要農作物の収益性と再生産価格を示したもの)などが掲載されています。

技術指導・研修相談機関一覧

		機関名	担当地域	住所・電話番号
技術指導・研修相談機関	県庁	農政部技術支援課 普及指導室	全県、県外	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-3068
	県地域機関	中部農業事務所 普及指導課	前橋市	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 TEL 027-233-9255
		中部農業事務所 渋川地区農業指導センター	渋川市、 北群馬郡	〒377-0027 渋川市金井395 TEL 0279-23-1321
		中部農業事務所 伊勢崎地区農業指導センター	伊勢崎市、 佐波郡	〒372-0031 伊勢崎市今泉町1-236 TEL 0270-25-1252
		西部農業事務所 普及指導課	高崎市	〒370-0805 高崎市台町4-3 TEL 027-321-3600
		西部農業事務所 藤岡地区農業指導センター	藤岡市、多野 郡、高崎市の 一部(新町、 吉井町)	〒375-0014 藤岡市下栗須124-5 TEL 0274-23-4555
		西部農業事務所 富岡地区農業指導センター	富岡市、 甘楽郡	〒370-2454 富岡市田島343-1 TEL 0274-63-6711
		吾妻農業事務所 普及指導課	吾妻郡	〒377-0424 中之条町大字中之条町664 TEL 0279-75-2364
		利根沼田農業事務所 普及指導課	沼田市、 利根郡	〒378-0031 沼田市薄根町4412 TEL 0278-23-0338
		東部農業事務所 普及指導課	太田市	〒373-0033 太田市西本町60-27 TEL 0276-31-2212
		東部農業事務所 桐生地区農業指導センター	桐生市、 みどり市	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1 TEL 0277-76-2047
		東部農業事務所 館林地区農業指導センター	館林市、 邑楽郡	〒374-0029 館林市仲町11-10 TEL 0276-74-2257
		農林大学校	全県	〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋1005 TEL 027-371-3244